

令和6年4小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和6年4月30日)

招集年月日	令和6年4月18日(木)	
招集場所	小美玉市役所 小川総合支所 3階 大会議室	
開催日時	令和6年4月25日(木) 開会 午後1時20分 閉会 午後2時45分	
出席者 (★：議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	山口 和弘 委員(職務代理者)
	中村 三喜 委員	小仁所 浩 委員
	★ 柴田 千青 委員	廣戸 隆 委員
欠席者	なし	
傍聴者	なし	
事務局職員	教育部長 植田 賢一 教育指導課 課長 吉田 桂子 生涯学習課 課長 大山 伸一 文化芸術課 課長 片岡 理一 教育企画課 課長補佐 磯辺 桂子	理事 狩谷 秀一 教育企画課 課長 田山 智 スポーツ推進課 課長 比気 龍司 教育企画課 主幹 笹目 翔太郎
付議事件 (提出議案)	※別紙のとおり	
事業等報告	<p>(1) 学校教育関係について 教育指導課 (指導係)</p> <p>(2) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について 教育指導課 (学務係)</p> <p>(3) 「小美玉さくらフェスティバル2024」について 文化芸術課</p>	

別紙 付議事件 一覧

議案第52号	小美玉市立幼稚園評議員要綱の制定について
議案第53号	小美玉市立学校評議員要綱の廃止について
議案第54号	幼稚園評議員の委嘱について
議案第55号	四季文化館企画実行委員会委員の委嘱について
議案第56号	小美玉市教育行政の振興を図る行事に対する小美玉市教育委員会の名義使用承認及び賞状の授与等に関する事務取扱要綱の改正について
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (学校運営協議会委員の委嘱について)
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市学校給食献立会議員の委嘱について)
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について)
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市青少年相談員の委嘱について)
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市図書館協議会委員の委嘱について)
報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (地域学校協働活動推進員の委嘱について)
報告第9号	専決処分の承認を求めることについて (文化財保護審議会兼史料館協議会委員の委嘱について)
報告第10号	専決処分の承認を求めることについて (コスモスプロジェクト委員の委嘱について)
報告第11号	専決処分の承認を求めることについて (やすらぎの里小川運営委員の委嘱について)
報告第12号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市スポーツ推進委員会委員の委嘱について)
報告第13号	専決処分の承認を求めることについて (小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について)
協議第1号	いじめ防止基本方針について

1. 開 会・教育長挨拶

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、小美玉市教育委員会会議「4月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新学期が始まって約3週間、新入生や新入園児を含め、一つ上の学年に進級した子どもたちは、明るく元気に学校生活や幼稚園生活のスタートを切ったところです。

学期のスタートは何かと忙しく、慌ただしいものですが、今のところ各学校や幼稚園、特に統合した「元気っ子幼稚園」なども、今のところ順調であると感じています。

また、行政組織の改編に伴い、本年度より、教育委員会がこれまでの「2つの課」から「5つの課」となり、大所帯になりました。

部課長も総入れ替えになりましたので、このあと部課長等の紹介をさせていただきますが、各課で連携・協力しながら、「チーム教育委員会」として取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、間もなくGWになりますので、交通事故や水の事故、不審者による事件・事故がないよう、校長会を通して各学校に指導しました。

本日は、議案5件、報告11件、協議1件、事業等報告3件、その他となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、令和6年度となり、初めての定例会となりますので、教育委員会の事務局職員から自己紹介させていただきます。

(事務局職員 自己紹介)

以上、今年度の体制となります。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

柴田委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、柴田委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。(柴田委員：はい。)

では、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

「3月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、よろしくお願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。(一同：頷く。)

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配布させていただいた資料としましては、

- ・ 議案第52号 「小美玉市立幼稚園評議員要綱の制定について」
- ・ 議案第53号 「小美玉市立学校評議員要綱の廃止について」
- ・ 議案第54号 「幼稚園評議員の委嘱について」
- ・ 議案第55号 「四季文化館企画実行委員の委嘱について」
- ・ 議案第56号 「小美玉市教育行政の振興を図る行事に対する小美玉市教育委員会の名義使用承認及び賞状の授与等に関する事務取扱要綱の改正について」
- ・ 報告第3号 「専決処分承認を求めることについて（学校運営協議会委員の委嘱）」から
- ・ 議案第13号 「専決処分承認を求めることについて（小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱）」
- ・ 協議第1号 「いじめ防止基本方針について」

以上、議案5件、報告11件、協議1件となります。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、

次第の「6 事業等報告」のうち、
個人情報に関するものが含まれているため、

- ・ 「(1) 学校教育関係」について
- ・ 「(2) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更」については、本会議及び議事録において「非公開」としたいと思います。

次に、「7 その他」につきましても、本会議では「非公開」としたいと思います。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員：異議無し)

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

まず初めに、(1) 議案となります。

議案第52号「小美玉市立幼稚園評議員要綱の制定について」

議案第53号「小美玉市立学校評議員要綱の廃止について」

議案第54号「幼稚園評議員の委嘱について」

これらは、関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、教育指導課より説明願います。

- 議案第52号 小美玉市立幼稚園評議員要綱の制定について
- 議案第53号 小美玉市立学校評議員要綱の廃止について
- 議案第54号 幼稚園評議員の委嘱について

可決

○ 吉田教育指導課長

1頁をお開きください。

議案第52号 小美玉市立幼稚園評議員要綱の制定について

本議案の提案理由は、現在、評議員を設置しているのは幼稚園のみであることから、同要綱を新たに制定するため、この案を提出するものです。

また7頁、議案第53号 小美玉市学校評議委員要綱の廃止する訓令について

本議案の提案理由についても、議案第52号と同様に、現在評議員を設置しているのは、幼稚園のみであるため、同要綱を廃止するものです。

さらに、10頁、議案第54号 幼稚園評議委員の委嘱について

本議案の提案理由は、幼稚園からの推薦に基づき、令和6年度の評議員を委嘱するため、この案を提出するものでございます。

ここで、11頁をお開きください。頁下段に関連する例規を抜粋で記載してございますが、幼稚園評議員の委嘱にあたっては、従来その根拠として、「小美玉市立幼稚園管理規則 第20条の準用規定」に基づき、該当する「小美玉市学校管理規則 第18条」評議員の設置等について、「学校」の部分「幼稚園」に読み替えて運用しておりましたが、現在は、市内全ての小中義務教育学校において、「学校評議員」から「学校運営協議会」への移行がされており、このような中で、今後幼稚園評議員を委嘱するにあたり、その根拠として、幼稚園に限った評議員要綱を制定し、学校評議員要綱については、廃止したく、この度の議案提出となります。

3頁にお戻りください。3頁から6頁にかけては、幼稚園評議員要綱の案を全文で載せてございます。

内容としては、「学校評議員要綱」の「学校」を「幼稚園」に、「校長」を「園長」に置き換えるもので、その他の変更はございません。

議案第53号 要綱を廃止する訓令については、要綱を廃止するための、鑑文及び告示文を載せてございます。

議案第54号 小美玉市立幼稚園評議員の委嘱については、例規の整理を行った上で、名簿(案)のとおり、評議員の委嘱についてお諮りするものでございます。

11頁をご覧ください。園長から推薦されていた評議員一覧でございます。

「元気っ子幼稚園」については、「玉里幼稚園」との統合によって、今年度から新たな「元気っ子幼稚園」として、全ての評議員を、新任として委嘱するものでございますが、実際は、新井様、青木様については、旧玉里幼稚園の評議員で、高野様、重藤様については、旧元気っ子幼稚園の評議員を務めていただいていた方でございます。

よつば幼稚園については、新任1名を含む3名を評議員として委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 廣戸委員

学校評議員が学校運営協議会に移行したことに伴い、学校の評議員要綱は廃止する。一方で、幼稚園には評議員制度が残っているから、そのための要綱を制定する。この流れについては、仕方ないと思いますが、今後のことについて意見を述べさせていただきますと、他市町村に先駆けて本市では、コミュニティスクールを小中で推進した結果、評議員制を廃止した経緯がある中、幼稚園についても、コミュニティスクール的な発想或いは地域の中の幼稚園という発想に切り替えていく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

幼稚園の規模や年齢が幼いという部分があるかと思いますが、今後の課題として検討していきたいと思っております。

○ 羽鳥教育長

その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

議案第 52 号及び議案第 53 号、議案第 54 号について、ご異議ございませんか。

(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、以上 3 件は可決といたします。

.....

■ 議案第 55 号 四季文化館企画実行委員会委員の委嘱について

可決

○ 羽鳥教育長

続いて、議案第 55 号「四季文化館企画実行委員会委員の委嘱について」

文化芸術課より説明願います。

○ 片岡文化芸術課長

まず、四季文化館企画実行委員会について、ご説明いたします。

本委員会は、四季文化館みの～れでの自主事業を掌る組織であり、この下部組織には、事業等の実施母体となる「住民ボランティア組織」通称「プロジェクトチーム」が 14 組織あり、このプロジェクトチームの事業取組や予算配分の審議・決定などを行っている組織でございます。

13 頁をご覧ください。

表の委員（案）の通り、合計 10 人の委嘱を提案するものであり、この内 6 人が新規の委嘱でございます。

本委員会は、四季文化館企画実行委員会要綱第 2 条及び第 3 条に基づき、10 人以内で組織し、委員の任期については、2 ヶ年度でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご意見等無いようですので、採決に移ります。

議案第 55 号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第 55 号は可決といたします。

.....

■ 議案第 56 号 小美玉市教育行政の振興を図る行事に対する小美玉市教育委員会の名義使用承認及び賞状の授与等に関する事務取扱要綱の改正について

可決

○ 羽鳥教育長

続きまして、議案第 56 号「小美玉市教育行政の振興を図る行事に対する小美玉市教育委員会の名義使用承認及び賞状の授与等に関する事務取扱要綱の改正について」

教育企画課より、説明願います。

○ 田山教育企画課長

議案第 56 号について、ご説明いたします。

小美玉市教育行政の振興を図る行事に対する小美玉市教育委員会の名義使用承認及び賞状の授与に関する事務取扱要綱の改正について、本要綱は、「小美玉市教育委員会」という名義の使用承

認、「小美玉市教育委員会教育長」という賞状の授与に関する事務取扱を定めたものであり、市長部局においても同様の要綱がございます。

しかし、市長部局と教育委員会での事務処理が現在異なっており、事務が煩雑になる恐れがあるため、その整合性を図るべく、本改正案を提案するものとなっております。

改正の大きな変更点として、20 頁第 15 条をご覧ください。

事務処理等について、改正前は事務を所掌掌握する課、今年度から教育企画課となりますが、その課が全ての申請を精査し、承認・決定をするという内容でしたが、事業主体や事業内容について、その事業や団体と密接に関連する事務を所管する担当課での処理が、より効率的であると判断し、その内容に改正するものです。

なお、付則の施行期日については、令和 6 年 5 月 1 日からとし、それ以前の申請については、従前通り、教育企画課において処理するものとしております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

市長部局との整合性を図るということと、事務処理上の変更について、説明がありましたが、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご意見等無いようですので、採決に移ります。

議案第 56 号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第 55 号は可決といたします。

■ 報告第 3 号 専決処分「学校運営協議会委員の委嘱について」

承認

■ 報告第 4 号 専決処分「小美玉市学校給食献立会議員の委嘱について」

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、(2) 報告 に移ります。

報告 11 件については、いずれも、小美玉市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定により、専決処分し、同規則第 5 条第 2 号の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。

まず、報告第 3 号「学校運営協議会委員の委嘱について」

報告第 4 号「小美玉市学校給食献立会議員の委嘱について」

以上 2 件について、教育指導課より説明願います。

○ 狩谷理事

学校運営協議会委員の委嘱について、説明をさせていただきます。

本委員は、小美玉市学校運営協議会規則第 4 条に、教育委員会が任命すると定められております。

市内小中義務教育学校は全 9 校ございますが、小川南小と小川南中で 1 つの学校運営協議会を組織しておりますので、8 組織分の名簿を載せてございますので、ご覧いただければと思います。

ここで、申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

羽鳥小と美野里中において、構成委員の変更があり、本日、机上配付させていただきましたので、差し替えをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○ 吉田教育指導課長

続いて、学校給食献立会議員の委嘱について、ご説明申し上げます。
32 頁をお開きください。

本会議員は、学校給食センター条例施行規則に基づき委嘱するもので、表に記載の 13 名を今年度委嘱しました。

13 名の内、6 名については、人事異動により、新たに担当となった方となります。
説明につきましては、以上でございます。

○ 羽鳥教育長

ただいま説明がありましたが、学校運営協議会について確認しますと、羽鳥小の渡辺様が辞退され、美野里中は、田山教頭から皆川様に変更となっているとのことです。

次に、学校給食献立会議員については、資料の通りですが、小川南中と美野里中の 2 名は、本市採用の栄養教諭であること補足させていただきます。

この件について、いかがでしょうか。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第 3 号及び第 4 号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、以上 2 件は承認することといたします。



■ 報告第 5 号 専決処分「小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」	承認
■ 報告第 6 号 専決処分「小美玉市青少年相談員の委嘱について」	承認
■ 報告第 7 号 専決処分「小美玉市図書館協議会委員の委嘱について」	承認
■ 報告第 8 号 専決処分「地域学校協働活動推進員の委嘱について」	承認
■ 報告第 9 号 専決処分「文化財保護審議会兼史料館協議会委員の委嘱について」	承認
■ 報告第 10 号 専決処分「コスモスプロジェクト委員の委嘱について」	承認
■ 報告第 11 号 専決処分「やすらぎの里小川運営委員の委嘱について」	承認

○ 羽鳥教育長

続いて、報告第 5 号から報告第 11 号について、生涯学習課が所管となりますので、一括して説明願います。

○ 大山生涯学習課長

それでは、ご説明いたします。

報告第 5 号「社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」でございます。

名簿につきましては、34 頁をご覧ください。

委員の任期は、令和 6 年 4 月 1 日から 2 ヶ年とし、再任 10 名、新任 6 名の計 16 名の委員の委嘱でございます。

続きまして、報告第 6 号「小美玉市青少年相談員の委嘱について」でございます。

名簿につきましては、36 頁をご覧ください。

相談員の任期は、令和 6 年 4 月 1 日から 2 ヶ年とし、再任 29 名、新任 5 名の計 34 名の相談員の委嘱でございます。

新任の 5 名につきましては、人事異動に伴う、各学校の生徒指導主事の先生方を新たに委嘱したのとなっております。

続きまして、報告第 7 号「小美玉市図書館協議会委員の委嘱について」でございます。

名簿につきましては、39 頁をご覧ください。

委員の任期は、令和 6 年 4 月 1 日から 2 ヶ年とし、再任 12 名、新任 1 名の計 13 名の委員の委嘱でございます。

新任の 1 名につきましては、教育指導課付の学校司書を選任しております。

続きまして、報告第8号「地域学校協働活動推進委員の委嘱について」でございます。
41頁以降に、各学校の推進員名簿を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思
います。
各学校に3から4名の推進員を配置しております。

推進員の任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間でございます。
ここで資料の訂正をお願いしたいと思います。

堅倉小の名簿番号3番の浅野様が新任となりますが、星印が抜けておりますので、追記をお願
いいたします。

再任24名に、新任1名の計25名の推進員の委嘱でございます。

なお、推進員については、学校運営協議会との協働連携を深めるために、全員ではございませ
んが、各学校の学校運営協議会の委員として、兼任しながら、コーディネーターとしての役割を
担っていただくこととなっております。

続きまして、報告第9号「文化財保護審議会兼史料館協議会委員の委嘱について」ございま
す。

名簿は、44頁をご覧ください。

委員の任期は、令和6年4月1日からの2ヵ年とし、再任8名、新任1名の計9名の委員の委
嘱でございます。

続きまして、報告第10号「コスモスプロジェクト委員の委嘱について」でございます。

名簿は、46頁をご覧ください。

委員の任期は、令和6年4月1日からの2ヵ年とし、再任9名、新任3名の計12名の委員の委
嘱でございます。

続きまして、報告第11号「やすらぎの里小川運営委員会委員の委嘱について」でございます。

名簿は、48頁をご覧ください。

委員の任期は、令和6年4月1日からの2ヵ年でございます。

こちらも資料の訂正をお願いいたします。

名簿番号8及び9、いずれも市議会議員となりますが、真家氏及び内田氏について、新任とな
りますが、星印が抜けておりますので、追記をお願いいたします。

再任7名、新任2名の計9名の委員の委嘱でございます。

なお、条例上、定数は10名規定されておりますが、1名の欠員が生じております。

欠員の補充については、候補者が見つかり次第、定例会において、議案または報告として上程
させていただきたいと考えております。

説明については、以上でございます。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

ただいまの報告で、委嘱した大半の委員が市内在住であると思いますが、報告第10号のコスモ
スプロジェクト委員については、市外在住の委員が何名かいらっしまったようですが、何か理由
があるのでしょうか。

○ 大山生涯学習課長

委員ご指摘の通り、同委員の内3名の方が市外在住者となります。

この3名については、玉里公民館の利用団体関係者でありコスモスで活動されている方やみの
～れ企画実行委員を歴任された方で、コスモスプロジェクトの活性化のため、委嘱させていただ
いた経緯がございます。

- 羽鳥教育長
その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。
無いようですので、採決に移ります。
報告第5号から報告第11号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、以上7件は承認することといたします。
-

■ 報告第12号 専決処分「小美玉市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」

承認

- 羽鳥教育長
続きまして、報告第12号「小美玉市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」
スポーツ推進課より説明願います。
- 比気スポーツ推進課長
50頁をご覧ください。小美玉市スポーツ推進委員名簿でございます。
委員については、小美玉市スポーツ推進委員規則第3条から第5条に基づき、委嘱するもので
ございます。
構成員につきましては、再任17名、新任が5名の計22名でございます。
任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。
簡単でございますが、説明は以上となります。
- 羽鳥教育長
ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。
- ◎ 中村委員
この推進委員は、年齢で言うと、何歳の方を委嘱しているのでしょうか。
- 比気スポーツ推進課長
最年長で71歳、最年少で18歳の大学生を委嘱し、その平均年齢は、53歳となります。

- 羽鳥教育長
その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。
無いようですので、採決に移ります。
報告第12号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、報告第12号は承認することといたします。
-

■ 報告第13号 専決処分「小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について」

承認

- 羽鳥教育長
続いて、報告第13号「小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について」
文化芸術課より説明願います。

○ 片岡文化芸術課長

まず、小美玉市公共ホール運営委員会について触れさせていただきます。

先ほどの、「四季文化館企画実行委員会」、そして生涯学習課所管の「コスモスプロジェクト」、本定例会では上程されていませんが、「小川文化センター活性化委員会」、の公共ホール3館の実施事業を掌る組織の上位組織として位置付けている組織でございます。

「小美玉市公共ホール委員会」は、3館のこれら、委員会等組織の事業計画等を審議決定するとともに、事業実績等を踏まえた助言、或いは3館の課題等に助言等をいただいております。

52頁をご覧ください。

この度の4月1日付けでの委嘱については、名簿記載の2名となりますが、これは4月中に、先ほどの四季文化館企画実行委員会をはじめとした、自主事業等の財源となる令和5年度補助金の決算監査を実施する必要があるため、先行して、この2名を委嘱したことによるものでございます。

その他の委員の委嘱については、参考の通り、令和5年度と同様に、合計12名を予定しており、備考欄の記載の各役職にある方々へ委嘱する方向で、現在準備を進めております。

なお、他の委員への委嘱につきましては、各団体等からの推薦等が、本定例会に間に合わなかったことや、この公共ホール運営委員会の第1回目の会議を5月中旬に予定しているため、大変申し訳ございませんが、委嘱手続きについては、今回と同様に、専決処分とさせていただきます。予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご意見等無いようですので、採決に移ります。

報告第13号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第13号は承認することといたします。

■ 協議第1号 「いじめ防止基本方針について」

○ 羽鳥教育長

続きまして、(3)協議に移ります。協議第1号「いじめ防止基本方針について」教育指導課より説明願います。

○ 狩谷理事

協議第1号「いじめ防止基本方針」の改定について、教育委員の皆様のご意見等を賜りたく、協議をお願いいたします。

本方針の改定箇所については、赤い字で記載をさせていただきます。

まず、4頁をご覧ください。

4頁の下、2の(2)小美玉市いじめ問題対策連絡協議会の設置に関する内容について、「学校」「教育委員会」以下、同協議会を形成する機関を詳細に記載させていただきます。

また、(3)小美玉市いじめ問題専門委員会の設置に関する内容について、「法律」「医療」「心理」以下、同委員会を構成する委員を詳細に記載させていただきます。

続いて、7頁をご覧ください。

(3)学校におけるいじめ防止等に関する措置の②早期発見について、オ・力を新たに追記するものです。

「オ」の内容については、児童生徒に対し、相談体制を周知するためのもので、定期的に各種相談窓口をパンフレット等で周知するとありますが、現在、同パンフレットを年3回配付しております。

また、紙媒体だけではなく、一人一台端末を活用し、データでの周知も行っております。

「カ」の内容については、一人一台端末を用いて、インターネット上での相談が可能な、校内オンライン相談窓口を開設し、児童生徒が気軽に相談できる環境づくりに努めるとしております。

なお、校内オンライン相談窓口は、全校で開設済みでございます。

続きまして、④いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について、こちらは、本改定より新たに追加する項目となりますが、昨年2月に文部科学省より警察との連携に関する文書が示され、これを受けて、「警察との連携構築」「警察との連携強化」「いじめ防止対策に関する普及啓発」を追加しました。

続きまして、8頁をご覧ください。

3 重大事態への対処について、文言の整理を行いました。

まず1点目ですが、「疑いがあると認める場合」という文言を追加しました。この文言については、新たに、生徒指導提要などにも記載がされたため、本改定に盛り込みました。

続いて、10頁をご覧ください。

頁上段、②再調査を行う機関の設置について、従前の基本方針では、細かく明記がされていなかった部分であり、本改定にあたり、分かりやすく、具体的に表記をしております。

これらの改定に伴い、12・13頁の「イメージ図」と「フロー図」等を変更しております。

内容としては、従前のものと大きな違いはないのですが、一例を挙げますと、重大事態発生時の対応フロー図であれば、一番下の再調査を行う場合、再調査委員会から市議会へ結果の報告をするといった関係性を明記しております。

説明は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

基本方針の訂正や追記等については、よく理解できました。

ただ1点だけ、伺いたいのは、一言に「いじめ」と言っても、「直ぐに分かるもの」と、極端を言えば数年が過ぎて、当時いじめられていた等申立によって、「後に分かるもの」があると思いますが、それぞれどのように対応するのでしょうか。

○ 狩谷理事

「直ぐに分かるもの」については、直ちに認知し、改善に向けて校内で対策委員会を組織し、問題の解消に向けて、組織的に取り組んでまいります。

現在、本市だけでも、1年間に数多くの認知件数があり、その1つ1つに対応しているところですが、1度認知をしたら、解消した後、約3ヶ月様子を見るという方針となっております。

「後に分かるもの」、委員が特に気にかけていただいている部分であると思いますが、実際問題、卒業後数年後にいじめを申立するというケースは、日本各地で起きています。

このような場合、「アンケート調査」がいじめの有無の根拠や調査の部分で非常に大切になってきます。

このアンケート調査は、現在、小学1年生から中学3年生まで、全ての期間で年に数回実施しているところですが、その調査用紙を、義務教育終了後6年間は「完全保管」としてまいります。

これを根拠に、例えば小学5年生の時にいじめられていたという申立があった場合、当時のアンケート調査を見直すなどの対応を想定しています。

◎ 中村委員

そのような事案が生じた際、アンケート調査のみで判断するということでしょうか。

○ 狩谷理事

当然、アンケート調査の結果だけではなく、当時、担任していた教員や担任以外の教員にも事情を聞きながら進めるところでございます。

◎ 中村委員

いずれにしても、申立があれば、それについて対処するということですね。

○ 狩谷理事

はい。その通りでございます。

◎ 柴田委員

全てのアンケート結果を義務教育終了から6年間保管するというのは、中学校を卒業してから6年間ということで間違いないでしょうか。

○ 狩谷理事

はい。その通りでございます。

ただし、膨大な量となりますので、電子化して保管する形も認められております。

◎ 廣戸委員

8頁の「3 重大事態への対処」について、①重大事態の意味において、今回「疑いがあると認められる」という文言を新たに加えたということですが、①のケースについては、自殺を企図した場合など、何かしらの行動等が発現しているので、対処に移りやすいと思います。

しかし、②のケースについては、「欠席」という状況だけで、この「疑いがあると認められる」と判断する必要があり、その判断の「根拠」が求められると、対処に移すことに時間を要してしまうのではないかと思うところです。

②重大事態の報告で、学校は重大事態が発生した場合に、教育委員会に報告する。とありますので、明文化するかどうかは別にして、この「重大事態である」或いは「疑いがある」というのを、どのような基準で、どこが判断するのかについて、お聞かせください。

○ 狩谷理事

この「疑い」の部分については、児童生徒本人や保護者からの申立を受け、事実関係の調査を行い、それらを総合的に判断し、学校や教育委員会で判断をさせていただきます。

過去のような事案で、事実関係の調査を進めていくと、申立と異なるケースもございましたので、被害者の申立だけで重大事態とするのではなく、事実関係をしっかり精査することが重要であり、その精査をもとに、学校と教育委員会が協議をして、事実認定する流れとなります。

◎ 廣戸委員

「申立」とそれに基づき「事実関係の調査」を行い、判断する。ということは、分かりました。

しかし、ここで一番問題となるのは、学校が調査の当事者となって、まず「学校が判断」し、教育委員会に上がってくると思いますが、先ほども触れましたが、現象が発現しないと、判断がしづらく、対処に移れない。

この「判断基準」が明確でないと、学校から教育委員会への報告が遅れ、重大事態としての対処も遅れてしまうことが考えられるので、「判断基準」が重要になると思うのですが、いかがでしょうか。

○ 狩谷理事

委員ご指摘の通り、①よりも②のケースでの判断が難しいところです。

特に、「相当の期間学校を欠席する」という部分について、「援助指導報告」という調査があるのですが、昨年度までは「30日以上」という基準であったのが、5日でも「いじめに起因する」ものであれば、教育委員会に報告するという基準に変更となりました。

これに沿い、本市においても、欠席が10日でも、その理由がいじめに起因するものであれば、重大事態を意識しながら対応する体制づくりが重要であると考えますので、この部分については、各学校に周知していきたいと思えます。

◎ 廣戸委員

欠席日数が1日でも10日であっても、いじめに起因するものであるかどうか、いじめである場合の対応については、学校での対応状況を市教育委員会が把握し、必要に応じて指導する。ということが基本の流れであると思えます。

重大事態であるかの判断については、例えば、「欠席日数が30日を超えた場合」重大事態として調査を開始するという明確な基準を設ける必要があるのではないのでしょうか。

また、この判断の「主体」は、「学校」で行うと、学校間でバラつきが出てしまう恐れがあるため、「教育委員会」が担うべきであると考えますが、この点については、いかがでしょうか。

○ 狩谷理事

重大事態であるという最終的な判断については、先ほど、学校と教育委員会で協議すると申し上げましたが、教育委員会の考えが大部分を占めますので、この部分は、各学校に周知していきたいと思えます。

◎ 廣戸委員

学校現場としては、非常に大変だと思います。

この「疑い」という文言が入ることで、すべての事案が重大事態であるかどうかの判断をまず学校がするという考えで、教育長よろしいのでしょうか。

○ 羽鳥教育長

いじめを提起された場合、事実関係の確認や聞き取り調査など、1件1件丁寧かつ慎重に対応しなければならないという意味で、委員ご指摘の通り、非常に大変な部分であると思えます。

◎ 廣戸委員

つまり、基本的な考え方としては、「いじめ」という申立があった段階で、まず一義的に学校が、これが重大事態に相当するケースのいじめであるかどうかを判断し、その上で、市教育委員会と相談し、その後の対応について、市教育委員会が検討するということですね。

この場合の学校の判断材料としては、基本方針にも記載がありますが、自殺など現象として発現するものと欠席、その他申立の3つがあり、学校としては、欠席からいじめ重大事態であるかの判断が非常に難しいのかなと思うところです。

昨年度、この問題で、「子どもは来ていますか。」と聞いていましたが、子どもが休んだ段階で学校は欠席の理由がいじめに起因するものであるかを明確に判断して対応する。

そういった意味での「疑い」であると思いますので、全てのケースにおいて、日数ではなく、欠席理由を的確に把握することが重要ではないでしょうか。

○ 羽鳥教育長

ご指摘の通りで、欠席が続けば、いじめに起因するもの『であるかもしれない』ということ念頭に置く必要があると思います。

学校から教育委員会に相談があった際も、欠席日数だけではなく、対象児童生徒の日常生活の様子も重要な判断材料になりますので、教育委員会としても、聞き取りにあたり、口頭での説明のみだと、判断が難しくなる部分も想定されるため、学校の担任・担当レベルで記録を細かく取っておく必要があると思います。

○ 狩谷理事

日常生活の様子など、学校の記録は、判断材料としても、大変重要なものです。

しかし実際には、記録が残っていても、教育委員会において判断に悩む案件があることも事実です。

判断に悩んだ場合には、「スクールロイヤー」に相談し、判断を仰ぐこともあるのですが、本市においては、今年度より予算化し、弁護士に相談できる体制を整えたところです。

今後は、いじめ問題の対応で悩んだ際には、専門的な知見を有する方に助言を仰ぎたいと考えています。

以上でございます。

◎ 中村委員

いじめの問題が発生した場合、学校と教育委員会で連絡を取りながら対応するとのことですが、学校としては、普段の業務にプラスアルファになってしまいます。

人数が増えることも無い中、学校現場の相当の負担が想定されるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○ 狩谷理事

実際のところ、重大事態として対処する前が、現場は非常に疲弊します。

しかし、重大事態として対処することが決まると、学校から第三者委員会に調査の主体が移りますので、身体的な疲労は少なくなりますが、一方で、心理的な疲労が増すという状況となります。

◎ 廣戸委員

基本方針を定めるということは、文言的に、細かい部分まで想定しなければならないと思っています。

特に、実際の運用面について、教員と学校との間の連携・協議ができ、組織として対応する体制を整えないと、学校支援にもならないし、当事者となる学校とそこの教員が疲弊してしまうと思います。

基本方針としては、「疑い」でもとにかく対応する。で良いと思いますが、実際問題として、本市は、不登校の数に関して、他市町村と比べると非常に高い数字となっており、長期間欠席している児童生徒もいる状況で、学校と教育委員会の連携が非常に重要になってくると言えます。

この体制を整えない限り、初期対応が遅れ、後の対処が後手に回り、第三者委員会を立ち上げなければならなくなるケースが増えてしまうのではないかと危惧しています。

○ 狩谷理事

ご指摘ありがとうございます。

その部分については、今後の課題として取り組んでまいりたいと思います。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、本件については、協議を終了させていただきます。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

事業等報告に移ります。なお、質疑につきましては、すべての報告が終わり次第でお願いします。まず(1)学校教育関係について 教育指導課指導係より説明願います。

■ 学校教育関係について ※非公開※■ 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について ※非公開※

■ 「小美玉さくらフェスティバル 2024」について

○ 片岡文化芸術課長

「小美玉さくらフェスティバル2024」を4月6日(土)に開催しました。

資料については、参加者お一人お一人の表情により、実施状況等をご確認いただきたく、未加工の写真に掲載させていただいておりますが、「取扱注意」とし、外部転載については、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

それでは、説明に移らせていただきます。

実施については、商工会が「四季の里芝生広場」、社会福祉協議会が「四季健康館」でのイベントを実施する、共同実施となっており、本課は「四季文化館みの〜れ」において、住民ボランティア組織「さくらフェス実行委員会」が主体となり、館内イベントを運営しました。

四季文化館内のイベントは、子どもたちの「体験」をメインとし、公共ホールが有する劇場施設

ならではの体験を含め、多様なボランティア協力をいただき、子どもたちが楽しく体験できる場を作り上げました。

左上の写真は「アナウンサー体験」で、「影アナ」というコンサート前の注意事項をアナウンス放送する体験をする様子で、少し緊張している様子が伺えるかと思えます。

右下の写真は「みの～れ体験ツアー」子で、舞台照明の操作を行っている様子となっております。簡単でございますが、説明は以上でございますよろしくお願いいたします。

— 質 疑 —

7. その他

○ 羽鳥教育長

次第の7 その他になります。

まず、委員の皆様から何かありますか。

無いようですので、事務局より説明願います。

<事務局から（概要）>

茨城県市町村教育委員会連合会 総会について

5月24日（金）に古河市で開催される。

当日、事務局で公用車を手配しますので、「小川総合支所」に「10時30分」までに集合願います。

※出欠報告済みですが、当日、都合が悪くなった場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。

関東甲信越静市町村教育委員会連合会 総会及び研修会について

5月31日（金）に古河市で開催される。

※出欠報告済みですが、当日、都合が悪くなった場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。

水戸平成学園への視察訪問について

昨年度末、同校に訪問させていただく方向となっていた。

訪問する日程等は、学校関係者と調整した上で、ご案内させていただきます。

（時期：6月上旬から7月上旬の実施で調整中）

5月定例会について

令和6年5月27日（月）**13時30分**から 小川総合支所 3階 大会議室

8. 閉 会

○ 羽鳥教育長

他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。

委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、3月定例会を閉会とさせていただきます。